



令和6年8月30日

有明海再生・環境課長 古賀

内線 1980 直通 0952-25-7349

E-mail: ariakekaisaisei@pref.saga.lg.jp

有明海再生の加速化に係る「必要な支援」の費用負担 について、農林水産省へ確認を申し入れました。

政府の令和7年度予算の概算要求において、令和5年3月の野村農林水産大臣談話に基づく有明海再生の加速化に係る「必要な支援」は事項要求になりました。

有明海再生の加速化に係る「必要な支援」は、諫早湾干拓事業に責任を負う国が開門によらない方策として提示したものであり、県や市町及び漁業関係者等に負担を求めることなく、国の責任において行われるものと認識しており、本日、添付のとおり農林水産省農村振興局長あて確認を申し入れました。

有環 第1782号

令和6年8月30日

農林水産省農村振興局長 前島明成 様

佐賀県副知事 落合裕二



有明海再生の加速化に係る「必要な支援」について（照会）

今般、政府の令和7年度予算の概算要求において、令和5年3月の野村農林水産大臣談話に基づく有明海再生の加速化に係る「必要な支援」は事項要求になりました。

佐賀、福岡、熊本の3県漁業団体は、平成28年に諫早湾干拓関係訴訟の和解に向け国が開門に代わる措置として提案した基金案の実現を期待し、当該談話に基づき開門によることなく有明海再生を図っていくという方向性に賛同されたものと認識していません。当該賛同に至る過程においては、国から県や市町及び漁業関係者等に費用負担が生じる旨の話はなかったと漁業団体に確認しています。

さらに、令和6年5月に坂本農林水産大臣が有明水産振興センターを視察された際、大臣は、「平成29年大臣談話で有明海再生に向けた総額100億円の基金を提案した経緯を重く受け止め、加速化対策の実現に向けた政府内調整を進める。」と発言されています。

こうした経緯等を踏まえれば、有明海再生の加速化に係る「必要な支援」は、諫早湾干拓事業に責任を負う国が開門によらない方策として提示したものであり、県や市町及び漁業関係者等に負担を求めることなく、国の責任において行われるものだとして認識しています。

つきましては、下記の事項について確認したいので、回答くださるようお願いします。

記

有明海再生の加速化に係る「必要な支援」については、全額国の費用負担により実施されるものであり、県や市町及び漁業関係者等に費用負担が生じないこと。

（担当課：県民環境部有明海再生・環境課）